

制定	昭和50年 8 月20日	岐阜県警察訓令14号
改正	昭和51年 4 月 1 日	岐阜県警察訓令 7 号
	昭和52年11月15日	岐阜県警察訓令15号
	昭和61年 3 月28日	岐阜県警察訓令 6 号
	平成16年 3 月24日	岐阜県警察訓令 9 号
	平成16年 4 月 1 日	岐阜県警察訓令12号

岐阜県警察音楽隊規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 岐阜県警察本部に音楽隊を置き、総務室広報県民課においてその庶務を行う。

2 音楽隊は、音楽を通じて警察職員の士気を高め、情操のかん養に資するとともに、警察広報活動の一環として県民との融和を図り、もって警察活動の効果的な推進に寄与することを任務とする。

(組織)

第3条 音楽隊は、隊長、副隊長及び所要の隊員をもって組織する。

2 隊長、副隊長及び隊員は、音楽的素養があり、身体強健で勤務成績の優秀な警察職員のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

(隊長及び副隊長の職務)

第4条 隊長は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 隊務の掌理
- (2) 隊員の規律の維持及び指揮監督
- (3) 楽器その他の備品などの管理
- (4) 訓練及び演奏に関する計画並びに実施

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときは、その職務を代行する。

(隊員の遵守事項)

第5条 隊員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使命を自覚して、隊長を中心に団結し、品性を養い、技術を磨くこと。
- (2) 楽器その他の用具の保管及び取扱いについては、細心の注意をはらい破損、亡失などのないようにすること。
- (3) 容姿を端正にし、品位の保持につとめること。

(服装)

第6条 音楽隊の演奏時における服装は、特別の場合を除き、別表に定める演奏服を着用するものとする。

(訓練)

第7条 音楽隊の訓練は、毎週おおむね8時間以上実施するものとする。ただし、特別な事由があるときは、訓練時間を変更し、又はこれを実施しないことができる。

2 音楽隊は、技術の向上を図るため、部外講師を招いて指導を受けることができる。

(派遣)

第8条 音楽隊の派遣は、おおむね次の基準によるものとする。ただし、警察業務の上で特に支障が生じた場合は、これを取り止めることができる。

(1) 警察が主催する儀式及び行事

(2) 警察広報に効果があると認められる公共団体、各種学校、団体等の主催する行事

(3) 前各号に掲げるもののほか、本部長が派遣を必要と認めた場合

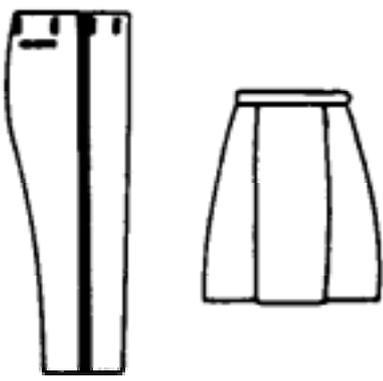
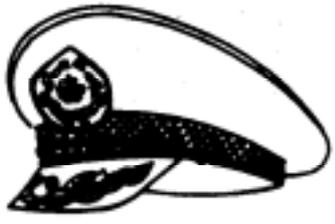
2 部外の行事への派遣は、原則として所轄警察署長の申請に基づいて行うものとする。

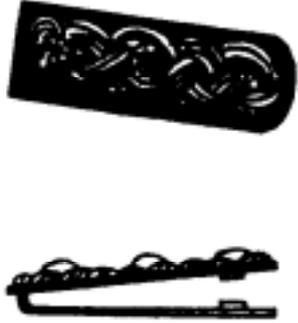
附 則

この規程は、昭和50年8月20日から施行する。

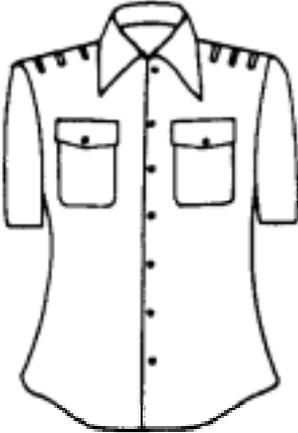
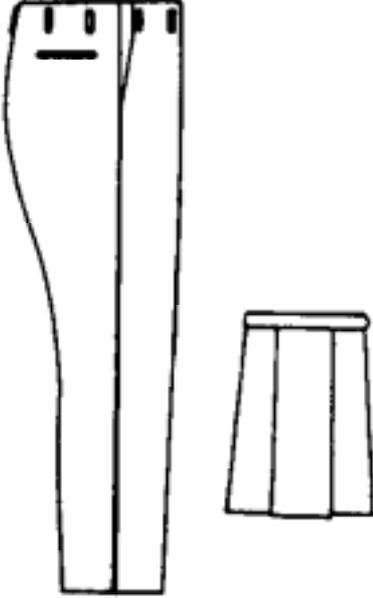
別表

岐阜県警察音楽隊演奏服

区 分		規 格	形 状 図
上 衣	色	クリーム色又はグリーン色	
	地 質	毛織物、人造繊維、合成繊維 又はこれらの混紡織物	
	制 式	警察官の服制および服装に関する規則に定める制服上衣と同じ形とする。 両そで下端に近い部位に正副隊長は3条、隊員は2条の金色しま織線をつける。	
ズボン	色、地質	上衣と同じ。	
	制 式	警察官の服制および服装に関する規則に定める制服ズボンと同じ形とする。 両外側の縫目に金色のしま織線各1条の側線をつける。 女子隊員にあっては、交通巡視員の服制および服装に関する訓令に定めるスカートと同じ。 形状図のとおり。	
帽 子	色、地質	上衣ズボンと同じ。	
	制 式	警察官の服制および服装に関する規則に定める制帽と同じ形とする。 帽帯はクリーム色、ひさしに月桂樹葉を金色系で刺しゅうし、金色あごひもを2本つける。 形状図のとおり。	

肩章	地質、制式	<p>金色、絹又はナイロン糸。 丸打ちひも3条を合わせた鎖状組み。 上部に金色旭日章1個。 取りはずし式で裏側に止め金をつける。 形状図のとおり。</p>	
飾り緒 (モ-ル)	地質、制式	<p>金色、絹又はナイロン糸。 丸打ちひもで、金色の止め金から大小三つの丸ひもの輪および長短2条の三つ編みひもを出し、先端には金色の金具をつける。 形状図のとおり。</p>	
えり章	地質、制式	<p>金色ハープと旭日章。 形状図のとおり。</p>	
バンド	地質、制式	<p>白色、布又はナイロン製。 飾り金具5個つき。 パツクルの中央にはハープをつける。 形状図のとおり。</p>	
くつ	地質、制式	<p>クリーム色 革又はビニール製ゴム底。</p>	
ネクタイ	地質、制式	<p>シルバーグレー色 無地</p>	

岐阜県警察音楽隊盛夏演奏服

区 分		規 格	形 状 図
上 衣	色	クリーム色	
	地 質	合成繊維	
	制 式	半袖ワイシャツ。 肩章止め帯を3条つける。 ボタンはクリーム色。 形状図のとおり。	
ズボン (スカート)	色	クリーム色	
	地 質	合成繊維	
	制 式	警察官の服制および服装に関する規則に定めるズボンと同じ。女子隊員にあっては交通巡視員の服制及び服装に関する訓令に定めるスカートと同じ。 形状図のとおり。	
ベルト	色 地質、制式	ズボンと同色、布製。 形状図のとおり。	
えり章	地質、制式	金色ハープ。 中央部に旭日章。 形状図のとおり。	
制服用 スーツ ケース	地質、制式	布製 青色 携帯用	

附 則（昭和51年4月1日岐阜県警察訓令第7号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月15日岐阜県警察訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日岐阜県警察訓令第6号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日岐阜県警察訓令第9号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（昭和16年4月1日岐阜県警察訓令第12号）

この規程は、公布の日から施行する。